明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務四二）　一
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同四三）　三
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四四）　二四
○復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令（同四五）　三〇
○法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同四六）　三三

## 省　令

### ○財務省令第四十二号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月十五日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二㈦」を「別表十二㈠まで、別表十二㈢から別表十二㈧」に、「別表十二㈨、別表十二㈩」を「別表十二㈩、別表十二十三」に改める。

第三十二条第二項中「別表六三十二」を「別表六三十六」に、「別表十七三の六まで及び」を「別表十七二の三付表まで及び別表十七三の二から」に改め、「から別表十七三の十二付表」を削る。

第三十四条第二項中「別表六三十二」を「別表六三十六」に改める。

第三十七条の九第二項中「別表六三十一」を「別表六三十五」に、「別表六の二二十七」を「別表六の二三十一」に、「別表七の二付表五」を「別表七の二付表六」に、「別表十七㈠付表」を「別表十六㈥二の四」に、別表十六㈧から別表十七㈠」に、「別表十七二の四、別表十七㈢から別表十七三の六まで、」を「別表十七三の二から」に改め、「から別表十七三の十二付表」を削り、「別表十七の二㈣付表」を「別表十七の二㈡付表二」に改める。

第三十七条の十一第二項中「別表六三十一」を「別表六三十五」に、「別表六の二二十七」を「別表六の二三十一」に、「別表七の二付表五」を「別表七の二付表六」に、「別表十七㈠付表まで、別表十七二の四」を「別表十六㈥まで、別表十六㈧から別表十七㈡まで」に、「別表十七の二㈣付表」を「別表十七の二㈡付表二」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表六三十二」を「別表六三十六」に、「別表十七二の五付表」を「別表十七二の三付表」に改める。